

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の規定に基づき、及び同法を実施するため無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

目次

〔第一章く第三章 略〕

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

〔第一節く第四節 略〕

第四節の二 海洋観測等を行う無線標定業務の無線局の無線設備（第四十九条の四の二の二・第四十九条の四の二の三）

〔第四節の二の二く第九節 略〕

〔第五章 略〕

附則

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送 信 設 備	許 容 偏 差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
〔一く五 略〕	〔略〕	〔略〕
六次に掲げる送信設備 〔一く三 略〕	五〇	五〇
四 第四十九条の四の二の三に定める無線局の送信設備		
〔七く二十一 略〕	〔略〕	〔略〕

〔2く5 略〕

第四十九条の四の二の三 沿岸監視等を行う無線標定業務の無線局の無線設備であつて、九、七〇〇MHzを超え九、八〇〇MHz以下又は九、八〇〇MHzを超え九、九〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 使用する電波の型式は、次のとおりであること。

イ 送信用終段増幅器にマグネトロンを使用するもの場合は、PONとする。

ロ 送信用終段増幅器に半導体素子を使用するもの場合は、PON、QON又はVONとする。

二 空中線電力は、次のとおりであること。

イ 送信用終段増幅器にマグネトロンを使用するもの場合は、五〇キロワット以下とする。

ロ 送信用終段増幅器に半導体素子を使用するもの場合は、七〇〇ワット以下とする。

三 送信設備の等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

イ 送信用終段増幅器にマグネトロンを使用するもの場合は、八二デシベル（ワットを〇デシベルとする。この号のロにおいて同じ。）以下とする。

改正前

目次

〔第一章く第三章 同上〕

第四章 〔同上〕

〔第一節く第四節 同上〕

第四節の二 海洋観測等を行う無線標定業務の無線局の無線設備（第四十九条の四の二の二・第四十九条の四の二の三）

〔第四節の二の二く第九節 同上〕

〔第五章 同上〕

附則

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 〔同上〕

送 信 設 備	許 容 偏 差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
〔一く五 同上〕	〔同上〕	〔同上〕
六次に掲げる送信設備 〔一く三 同上〕	五〇	五〇
〔七く二十一 同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔2く5 同上〕

〔新設〕

- ロ 送信用終段増幅器に半導体素子を使用し、九、七〇〇MHzを超え九、八〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの場合は、五八デシベル以下とする。
- ハ 送信用終段増幅器に半導体素子を使用し、九、八〇〇MHzを超え九、九〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの場合は、六二デシベル以下とする。
- 四 パルス幅は、次のとおりであること。
- イ 送信用終段増幅器にマグネトロンを使用するもの場合は、〇・一マイクロ秒以上とする。
- ロ 送信用終段増幅器に半導体素子を使用し、九、七〇〇MHzを超え九、八〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの場合、P・N電波は、〇・一六マイクロ秒以上とし、Q・N電波は、二二マイクロ秒以下とする。
- ハ 信用終段増幅器に半導体素子を使用し、九、八〇〇MHzを超え九、九〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの場合、P・N電波は、〇・〇七マイクロ秒以上とし、Q・N電波は、二〇マイクロ秒以下とする。
- 五 パルス繰り返し周波数は、三Hz以下であること。

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
[略]		
8 2,450MHzを超え10,500MHz以下	<p>[1・2 略]</p> <p>3 無線測位局</p> <p>(1) M L S 角度系 10kHz</p> <p>(2) 気象観測を行う無線標定陸上局（第四十九条の四の二の二に規定するものに限る。） 20</p> <p>(3) 沿岸監視等を行う無線標定業務の無線局のうち送信用終段増幅器に半導体素子を使用するもの（第四十九条の四の二の三に規定するものに限る。） 300</p> <p>(4) その他の無線測位局（注29） 1,250</p> <p>[4～6 略]</p>	<p>[略]</p> <p>10kHz</p> <p>20</p> <p>300</p> <p>1,250</p> <p>[略]</p>
[略]		

[注 略]

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
[同左]		
8 2,450MHzを超え10,500MHz以下	<p>[1・2 同左]</p> <p>3 無線測位局</p> <p>(1) M L S 角度系 10kHz</p> <p>(2) 気象観測を行う無線標定陸上局（第四十九条の四の二の二に規定するものに限る。） 20</p> <p>(3) その他の無線測位局（注29） 1,250</p> <p>[4～6 同左]</p>	<p>[同左]</p> <p>10kHz</p> <p>20</p> <p>1,250</p> <p>[同左]</p>
[同左]		

[注 同左]

別表第二号（第6条関係）

[第1～第80 略]

第81 第49条の4の2の3に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 送信用終段増幅器にマグネトロンを使用するもの 40MHz

2 送信用終段増幅器に半導体素子を使用するもの

(1) 9,700MHzを超え9,800MHz以下の周波数の電波を使用し、電波の型式がP0Nのもの
25MHz

(2) 9,700MHzを超え9,800MHz以下の周波数の電波を使用し、電波の型式がQ0Nのもの
24MHz

(3) 9,800MHzを超え9,900MHz以下の周波数の電波を使用し、電波の型式がP0Nのもの
58MHz

(4) 9,800MHzを超え9,900MHz以下の周波数の電波を使用し、電波の型式がQ0Nのもの
24MHz

別表第三号（第7条関係）

[1～62 略]

63 船上通信設備（デジタル船上通信設備に限る。）の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、中心周波数からの離調が9.375kHz（ただし、チャンネル間隔が12.5kHzの場合は18.75kHzとする。）を超える周波数帯において、0.25μW以下の値とする。

[64～70 略]

別表第二号（第6条関係）

[第1～第80 同左]

[新設]

別表第三号（第7条関係）

[1～62 同左]

63 船上通信設備（デジタル船上通信設備に限る。）の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、中心周波数からの離調が9.375kHzを超える周波数帯において、0.25μW以下の値とする。

[64～70 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。